お問い合わせはこちらへ

1 入国手続や在留手続等に関するお問い合わせ

●外国人在留総合インフォメーションセンター
TEL 0570-013904
https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html

●地方出入国在留管理局
https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html

2 技能実習制度に関するお問い合わせ

●外国人技能実習機構コールセンター
TEL 03-3453-8000
https://www.otit.go.jp/contact/

※申請に対する進捗確認などの個別事案や様式の具体的な記載に係る相談など解釈が必要となるお問い合わせについては、内容に応じて、本部又は地方事務所（支所）の各窓口にご連絡ください。

3 在留手続、労働関係法令、就職支援、人権相談等に関するお問い合わせ

●外国人在留支援センター（FRESC／フレスク）
TEL 0570-011000
https://www.moj.go.jp/isa/support/fresc/fresc01.html
※外国人在留支援センターには、外国人の在留支援に関連する4省庁8機関（東京出入国在留管理局、東京法務局人権擁護部、法テラス等）がワンフロアに入居し、入居機関が連携しながら、外国人からの相談対応、外国人を雇用したい企業の支援、外国人支援に取り組む地方公共団体の支援などの取組を行っています。

●地域の相談窓口一覧
https://www.moj.go.jp/isa/content/930004512.pdf

●ワンストップ型相談センター
外国人総合相談支援センター（東京）
TEL 03-3202-5535
外国人総合相談センター（埼玉）
TEL 048-833-3296
多文化共生総合相談ワンストップセンター（浜松）
TEL 053-458-1510
https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html

参考資料

生活・就労ガイドブック ～日本で生活する外国人の皆さんへ～
日本に在留する外国人が安全・安心に生活・就労できるようにするために必要な各種手続や制度に関する基礎的情報を取りまとめ、多言語で掲載しています。
https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html

外国人生活支援ポータルサイト
外国人や支援者に有用な各省庁の情報を、カテゴリ別に多言語でお知らせするウェブサイトです。
https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html

在留支援のための やさしい日本語ガイドライン
「やさしい日本語」は、相手に配慮したわかりやすい日本語のことです。書き言葉、話し言葉のそれぞれについて、やさしい日本語活用のポイント等を紹介しています。
https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/plainjapanese_guideline.html

不法就労防止に係る取組

出入国在留管理庁では、安全・安心な社会の実現のために、摘発の強化や安全かつ確実な強制送還の実施、不法就労防止及び出国命令制度の更なる周知に関する広報活動などにより、不法滞在者の縮減に努めています。なお、令和6年の地方出入国在留管理官署における摘発件数は、1,320件でした。

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

外国人を雇用する事業主の皆様へ

外国人の適正な雇用にご協力ください

日本人と外国人が互いを尊重し、
安全・安心に暮らせる共生社会を実現するためには、

- 外国人の人権に配慮しながら、ルールにのっとって外国人を受け入れ、適切な支援等を行っていくこと
- ルールに違反する者に対しては厳正に対応していくこと

が重要です。

不法就労防止にご協力ください

不法就労とは？ 不法就労となるのは、次の3つの場合です。

1	不法滞在者や被退去強制者が働くケース	（例）・密入国した人や在留期限の切れた人が働く ・退去強制されることが既に決まっている人が働く
2	就労できる在留資格を有していない外国人で出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース	（例）・観光等の短期滞在目的で入国した人が許可を受けずに働く ・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く
3	外国人の方が現に有している在留資格等で認められた範囲を超えて働くケース	（例）・外国料理のコックや語学学校等の先生として働くことを認められた人が工場で作業員として働く ・留学生が許可された時間数（原則週28時間以内）を超えて働く

注意！ 事業主も処罰の対象となります !!

- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした人（不法就労助長罪）
  ➡3年以下の懲役・300万円以下の罰金
  ※外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。
- 不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主
  ➡退去強制の対象
- 外国人の雇用又は離職について、ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人
  ➡30万円以下の罰金

在留カードの記載事項を確認してください。

在留カードは、企業等への勤務や日本人との婚姻などで、入管法上の在留資格をもって適法に我が国に中長期間滞在する外国人の方が所持するカードです。旅行者のように一時的に滞在する方や不法滞在者には交付されません。
特別永住者の方を除き、在留カードを所持していない場合は、原則として就労できません。その例外も含めて、在留カードの見方については、次のページをご参照ください。

世界をつなぐ。未来をつくる。
ISA 出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

在留カードの見方

ポイント① 在留カード表面の「就労制限の有無」欄を確認してください。

「就労不可」の記載がある場合
➡原則雇用はできませんが、ポイント②を確認してください。

※一部就労制限がある場合
➡制限内容を確認してください。次のいずれかの記載があります。

①「在留資格に基づく就労活動のみ可」
②「指定書により指定された就労活動のみ可」（在留資格「特定活動」）

（②については法務大臣が個々に指定した活動等が記載された指定書を確認してください。また、①について、在留資格が「特定技能」の場合は、②と同様に指定書を確認してください。）

※難民認定申請中であっても、有効な在留カードを所持していない場合や在留カードに「就労不可」と表示されている場合は雇うことはできません。

※「就労制限なし」の記載がある場合
➡就労内容に制限はありません。

ポイント② 在留カード裏面の「資格外活動許可欄」を確認してください。

ポイント①で「就労不可」又は「在留資格に基づく就労活動のみ可」の方であっても、**裏面の「資格外活動許可欄」に次のいずれかの記載がある方は、就労することができます。**

ただし、就労時間や就労場所に制限があるので注意が必要です。

①「許可（原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く。）」
（複数のアルバイト先がある場合には、その合計が週28時間以内でなければなりません。）

②「許可（「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「技能」に該当する活動・週28時間以内）」
（地方公共団体等との雇用契約に基づく活動である必要があります。）

③「許可（資格外活動許可書に記載された範囲内の活動）」
（資格外活動許可書を確認してください。）

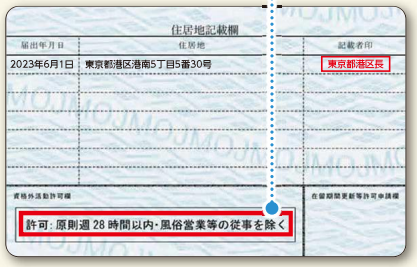

在留カード等の番号が失効していないか確認することができます。

下記のページをご活用ください。なお、確認結果は、在留カード等の有効性を証明するものではありません。昨今、実在する在留カード等の番号を悪用した偽造在留カード等も存在するため、確認結果にかかわらず、下記「「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方」や「在留カード等読取アプリケーション」のほか、「動画ライブラリー」において、アプリの操作方法や在留カード等の目視による真偽の判断方法を紹介する映像を公開していますので、あわせてご活用ください。

偽変造が疑われる在留カード等を発見した場合には、最寄りの地方出入国在留管理局にお問い合わせください。

在留カード等番号失効情報照会ページ
https://lapse-immi.moj.go.jp/

「在留カード」及び「特別永住者証明書」の見方
https://www.moj.go.jp/isa/content/930001733.pdf

動画ライブラリー
https://www.moj.go.jp/isa/publications/publications/nyuukokukanri01_00182.html

在留カード等読取アプリケーション
https://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/rcc-support.html

このアプリを使用し、読み取った情報と、券面に記載された情報を見比べることで、偽変造されていないかを簡単に確認することができます。
アプリは、サポートページ（上記URL）や各アプリケーションストアから入手できます。

在留カードを所持していなくても就労できる場合がある方

- **旅券に後日在留カードを交付する旨の記載がある方**
- **「3月」以下の在留期間が付与された方**
- **「外交」「公用」等の在留資格が付与された方**

これらの方については、旅券等で就労できるかどうかを確認してください。

※特に、「留学」「研修」「家族滞在」「文化活動」「短期滞在」の在留資格をもって在留している方については、資格外活動許可を受けていない限り就労できませんのでご注意ください。

外国人の適正な雇用のために注意すべきポイント

外国人の適正な雇用のためには、在留カードの確認等、出入国管理関係法令等の関係法令を遵守することが必要です。また、外国人労働者との間で起こるトラブルの一因として、本国と日本の間の文化等に関するギャップ、来日前後の認識のギャップなどが挙げられます。特に注意すべきポイントは以下のとおりです。

雇用契約期間、労働時間、業務内容、給料の仕組みや控除の理由などをあらかじめ丁寧に説明してください。

給料の支払いの仕組みが日本と違っていたり、控除の制度がなかったりする国もあります。具体的な控除の額や手取りの額を示すなど、具体的な金額について、本人が理解できる方法で説明するよう心がけてください。また、雇用条件等については、労働関係法令に違反することがないよう注意してください。

パワハラ・セクハラなどの不適正な行為が行われないようにしてください。

業務上の必要な指導等であったとしても、暴言や脅迫（例：指示に従わなければ解雇する旨の発言等）、暴行（例：殴打、足蹴りを行う、工具で叩く等）といった行為は許されません。

異文化への理解を深め、お互いを尊重することで誤解が生じないようにしてください。

業務上の指導やアドバイスであったとしても、文化等の違いから、相手を嫌な気持ちにさせてしまうことがあることに注意が必要です（円滑なコミュニケーションのために、翻訳機や通訳機を活用することも有効です。）。

外国人を雇用した時の届出

●事業主の方からハローワークへの届出

外国人（「特別永住者」、在留資格「外交」及び「公用」は除く。）を雇用する事業主の方は、労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられています。外国人を雇用した場合や外国人が離職した場合、ハローワークへ届出をしてください（この届出を怠ると罰則の対象となります。）。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html

●外国人本人から出入国在留管理庁への届出

外国人本人には、在留資格に応じ、入管法に基づく所属機関に関する届出が義務づけられています。新たに雇用等の契約を締結した場合や別の所属機関に移籍した場合などには、同届出の必要性について、ご本人に案内いただくようお願いします。

https://www.moj.go.jp/isa/content/001342898.pdf

監理措置や仮放免は在留資格ではありません。

監理措置決定や仮放免許可を受けた外国人は、退去強制手続中の立場であるため、原則として就労することはできません。

ただし、監理措置決定を受けた外国人は、退去強制令書発付前に限り、生計の維持に必要な範囲内で、就労先を指定するなど一定の厳格な要件の下で、例外的に就労が許可されることがあります。就労の可否については同人が所持している監理措置決定通知書の記載を確認してください。

なお、監理措置や仮放免のいずれにおいても、就労の可否に疑義がある場合は最寄りの地方出入国在留管理局にお問合せください。

※監理措置決定を受けた外国人（被監理者）を雇用する場合も、事業主の方は、労働施策総合推進法に基づく外国人雇用状況の届出が義務づけられています。

監理措置に関するQ&Aはこちら▶ **https://www.moj.go.jp/isa/08_00051.html**

オリエンテーション等の促進のための取組

世界をつなぐ。未来をつくる。
出入国在留管理庁
Immigration Services Agency

概 要

○　外国人が、我が国の社会制度、生活ルール、マナー等を入国前から学ぶことができるよう、オリエンテーションのためのツール（ガイドブック、動画）を多言語で作成。
○　「外国人生活支援ポータルサイト」で、外国人が我が国で安定的な生活を送るために必要な情報を集約して提供。

生活・就労ガイドブック

目　次

- 入国、在留手続
- 市区町村での手続
- 雇用、労働
- 出産、子育て
- 教育
- 医療
- 年金、福祉
- 税金
- 交通
- 緊急、災害
- 住居
- 日常生活に関するルール

やさしい日本語を含む２０言語で公開中。

生活･就労ガイドブック
https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/guidebook_all.html

生活オリエンテーション動画

１５パートのショートムービー

- はじめに
- 交通ルール
- 生活ルール（暮らし編）
- 生活ルール（公共施設編）
- 医療機関
- 緊急、災害
- 入管の手続と住所の手続
- 健康保険制度
- 年金制度
- 税金
- 雇用、労働
- 相談窓口の案内
- 初歩的な日本語学習
- 終わりに
- 概要編

YouTube 法務省チャンネルにおいて１７言語で公開中。

生活オリエンテーション動画　：　https://www.moj.go.jp/isa/support/coexistence/04_00078.html

外国人生活支援ポータルサイト

外国人生活支援ポータルサイト　A Daily Life Support Portal for Foreign Nationals

外国人や支援者にとって有用な情報を提供しています。

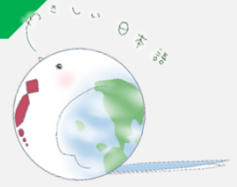

各省庁の情報を集約(リンクを掲載)

パソコンやスマートフォンの設定言語に応じて自動翻訳(109言語)

外国人生活支援ポータルサイト　：　https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html

外国人を対象とした地域共生の取組

国土交通省

取組分類

教育支援

- ・空白地在住外国人向け日本語教室
  ((公財) 高知県国際交流協会 (高知県))
- ・外国人児童生徒に対する日本語指導サポート
  (北海道北広島市)
- ・外国にルーツを持つ就学前の子供を対象とした学習支援
  (兵庫県神戸市)
- ・日本語スピーチコンテスト
  ((一財) 戸田みらい基金(東京都))
- ・日本語教室での日本人住民と外国人住民の交流活動
  (杉戸町国際交流協会(埼玉県))
- ・市内バスの乗り方教室
  (北海道紋別市)

生活支援

- ・外国人向け生活設計支援ガイドブック
  (愛知県)
- ・県内医療機関における多言語遠隔医療通訳サービス
  (公益財団法人 静岡県国際交流協会)
- ・外国人児童・保護者のための学校向けオンライン通訳支援
  ((公財) 京都府国際センター (京都府))
- ・転入者を対象とした生活オリエンテーションの実施
  (神奈川県川崎市)
- ・日本人バディによる外国人住民のサポート
  ((公社) トレイディングケア (愛知県))
- ・防災講義・防災プログラム
  (愛媛県松山市)
- ・防災マップの多言語版の作成
  (大阪府箕面市)
- ・外国人のための住宅支援事業
  ((公財)京都市国際交流協会 /(公財)日本賃貸住宅管理協会京都府支部)

地域社会との協働

- ・消防団や地域防災活動への参加
  ((株)朝日工業(兵庫県))
- ・地域の祭りやイベントの参加
  (㈱兼藤 (東京))
- ・地域活動のリーダー認定
  (福井県)
- ・地域の交流促進拠点の整備と多文化交流
  ((株)菅原工業 (宮城県))

※ 「総務省　多文化共生事例集」「自治体国際化協会　多文化共生事業事例集」
「外国人材とつくる建設未来賞」等から参考となる事例を収集 (必ずしも建設分野の取組に限らない)

【事例】教育支援

国土交通省

空白地在住外国人向け日本語教室

(公財) 高知県国際交流協会

- 近隣に日本語教室がない等、いわゆる空白地域在住の外国人を対象にオンライン日本語教室を開催。
- 実施日時は参加者のライフスタイルに合わせて昼と夜でそれぞれ設定。

▲オンライン日本語教室

出典：一般財団法人　自治体国際化協会　多文化共生事業事例集(令和4年度事業)

日本語スピーチコンテスト

(一財) 戸田みらい基金

- 外国人のための日本語スピーチコンテストを開催。
- あわせて、N1～N4の日本語レベルを目指す外国人に対し、オンラインでの無料日本語講座を提供。

▲日本語スピーチコンテスト

出典：2024年度 外国人材とつくる建設未来賞

外国人児童生徒に対する日本語指導サポート

北海道北広島市

- 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒が在籍する市内小中学校5校に対し日本語指導ボランティアを派遣。
- 週1 回程度、小中学校の授業サポートを主とした日本語指導を実施。

▲日本語指導

出典：一般財団法人　自治体国際化協会　多文化共生事業事例集(令和5年度事業)

日本語教室での日本人住民と外国人住民の交流活動

杉戸町国際交流協会（埼玉県）

- 町内の公民館において、毎週水曜日に無料日本語教室を開講（町外近隣地域の外国人の受講も受入）。
- あわせて、折り紙教室や浴衣を着るイベントなど、日本文化を体験できる機会も提供。

▲イベントの様子

出典：総務省　多文化共生事例集(令和3年度版)

【事例】生活支援

国土交通省

外国人向け生活設計支援ガイドブック

愛知県

- 外国人向けの生活設計支援冊子を７言語で作成し、ライフステージに応じて必要な手続や費用、利用可能な公的支援制度等を紹介。
- 当該ガイドブックを活用した丁寧な情報提供や支援のため、支援者を対象とした「ライフプラン研修会」を開催。

▲研修会の様子

出典：総務省　多文化共生事例集(令和3年度版)、
あいち多文化共生推進プラン2022

日本人バディによる外国人住民のサポート

(公社) トレイディングケア (愛知県)

- 日本人住民が外国人住人のバディとなり、日常の交流を通じ、日本の生活や文化を学びながら円滑に生活できるようサポート。
- 外国人住民は日本語や日本での生活能力を身に付けつつ、日本人住民も外国の文化を学ぶなど、互いに教えあう関係を構築。

▲外国人住民とバディの交流の様子

出典：総務省　多文化共生事例集(令和3年度版)

県内医療機関における多言語遠隔医療通訳サービス

（公財）静岡県国際交流協会

- 県内モデル病院において、遠隔ビデオを通じた医療通訳提供を実施。
- 医療通訳者確保のため、養成講座の開催やビデオ通訳対応可能な医療通訳者の登録を実施。

▲オンライン医療通訳研修

出典：一般財団法人　自治体国際化協会
多文化共生事業事例集(令和4年度事業)

防災講義・防災プログラム

愛媛県松山市

- 外国人向け日本語教室において、防災マップ等を用いた防災に関する講義を実施。
- あわせて、日本人と外国人の相互理解を目的として、在住外国人、地域防災組織、行政、交流団体や学識者等多様な参加者による防災プログラムを実施。

▲講義の様子

出典：一般財団法人　自治体国際化協会
多文化共生事業事例集(令和4年度事業)

【事例】地域社会との協働

国土交通省

消防団や地域防災活動への参加

(株)朝日工業

- 特定技能外国人及び技能実習生（ベトナム人）が消防団に参加。
- 防災研修等の教育訓練への参加のほか、地域の防災訓練時に一般参加者やベトナム人にAEDの使い方や避難誘導の指導を行っている。

▲消防出初め式

出典：一般財団法人 自治体国際化協会 HP
近畿経済産業局 HP

地域活動のリーダー認定

福井県

- 日本人県民とのコミュニケーションの橋渡しや災害時の自助・共助等の担い手として活躍する「ふくい外国人コミュニティリーダー」を認定。
- リーダーが他の外国人にも声をかけ、雪かきボランティア等に参加。

▲地域の小学校の除雪への協力

出典：福井県HP

地域の祭りやイベントの参加

(株)兼藤

- 特定技能外国人等の外国人従業員が地域のボランティア活動や清掃活動に参加。
- 祭り等地域行事にも参加し、地域住民との交流を図っている。

▲地元神社の例大祭への参加

出典：2023年度 外国人材とつくる建設未来賞
兼藤 HP

地域の交流促進拠点の整備と多文化交流

(株)菅原工業（宮城県）

- 自社の特定技能外国人・技能実習生や地域のインドネシア人等の交流の場として、ムスリムのための礼拝スペースを併設したインドネシア料理店を開店。
- 日本とインドネシアの食文化を学び合うワークショップなど、多文化共生に関する取組も実施。

▲インドネシア料理店の外観

出典：総務省 多文化共生事例集(令和3年度版)